平成２８年（フ）第３０１号
大阪市西淀川区中島１丁目４番13号
債務者　木村　貴士
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋田　修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６９号
徳島県板野郡藍住町徳命字小塚61番地11、旧住所徳島県徳島市勝占町中須92番地の１
債務者　秋月美津子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５号
北九州市八幡西区町上津役東２丁目２番７号
債務者　船木　益次
1　決定年月日時　平成28年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２７６号
長崎県長崎市小峰町１番６－201号
債務者　北原　政敏
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池内　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第８号
岐阜県大垣市大井３丁目37番地　ハウスロイヤルⅡ　202号室
債務者　佐藤ゆかり
1　決定年月日時　平成28年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第３３０号
千葉県成田市中台１丁目１番地２（４棟203号）
債務者　安齊多美子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３３６号
千葉県八街市上砂809番地
債務者　秋山　信子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第３号
千葉県八街市八街ほ208番地159
債務者　小堤　由夫
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１３８号
新潟県十日町市乙33番地１
債務者　本間　　久
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１７４号
新潟県長岡市宮本町３丁目甲2656番地
債務者　布川　正士
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１７５号
新潟県柏崎市槇原町６番27号
債務者　和田めぐみ
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第４号
新潟県南魚沼市小栗山347番地３　１号棟大竹
債務者　山本　留美
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江本町字テノ割22番地11　ブランドール103号
債務者　森　　勇介
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１号
島根県邑智郡邑南町矢上3944番地３
債務者　大田　久子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月８日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第１号
北海道白糠郡白糠町東２条南３丁目３番地20
債務者　大泉　　隆
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２１０号
大阪府東大阪市布市町４－８－35　朝日プラザ525、住民票上の住所大阪市城東区諏訪４丁目８番12号　クリスタルメゾン麻香　203号
債務者　釜土　正義
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４号
静岡県焼津市五ケ堀之内1351番地の２
債務者　萩原　里華
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部